

放送局に係る表現の自由享有基準の一部を改正する省令案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○放送局に係る表現の自由享有基準 (平成二十年総務省令第二十九号)

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(原則)</p> <p>第二条 放送局 (人工衛星の無線局又は移動受信用地上放送をする無線局を除く。第四項を除き、以下同じ。) は、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするため、次の各号に掲げる者以外の者が開設するものでなければならない。</p> <p>一 その局以外の放送局に係る一般放送事業者 (以下この条及び第七条において「一般放送事業者」という。)</p> <p>二 一般放送事業者を支配する者</p> <p>三 前二号に掲げる者により支配される者</p> <p>2 放送局の開設は、その局の申請者 (その局の免許を受けようとする者をいう。以下同じ。)、これを支配する者又はこれらにより支配される者であつて衛星放送業務 (放送法施行規則 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十号) 第十七条の八第四項第四号に規定する衛星放送業務をいう。) 又は移動受信用地上放送業務 (同項第六号の二に規定する移動受信用地上放送業務をいう。) を行う者が同条に規定する基準に適合しない場合における当該申請者以外の者がするものでなければならない。</p> <p>3 前項の規定において支配とは、放送法施行規則第十七条の八第四項第七号に規定する支配をいう。</p> <p>4 放送局であつて次の各号に掲げる放送に係るものに関する表現の自由享有基準については、当該各号に規定する基準を準用する。</p> | <p>(原則)</p> <p>第二条 放送局 (人工衛星の無線局を除く。第四項を除き、以下同じ。) は、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするため、次の各号に掲げる者以外の者が開設するものでなければならない。</p> <p>一 その局以外の放送局に係る一般放送事業者 (以下この条及び第七条において「一般放送事業者」という。)</p> <p>二 一般放送事業者を支配する者</p> <p>三 前二号に掲げる者により支配される者</p> <p>2 放送局の開設は、その局の申請者 (その局の免許を受けようとする者をいう。以下同じ。)、これを支配する者又はこれらにより支配される者であつて衛星放送業務 (放送法施行規則 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十号) 第十七条の八第三項第四号に規定する衛星放送業務をいう。) を行う者が同条に規定する基準に適合しない場合における当該申請者以外の者がするものでなければならない。</p> <p>3 前項の規定において支配とは、放送法施行規則第十七条の八第三項第七号に規定する支配をいう。</p> <p>4 放送局であつて放送法施行規則第十七条の八第三項第二号に規定する特別衛星放送又は同項第三号に規定する一般衛星放送に係るも</p> |

- 一 放送法施行規則第十七条の八第四項第二号に規定する特別衛星放送 同条第一項に規定する基準
- 二 放送法施行規則第十七条の八第四項第三号に規定する一般衛星放送 同条第二項に規定する基準
- 三 移動受信用地上放送 放送法施行規則第十七条の八第三項に規定する基準

のに関する表現の自由享有基準については、それぞれ同条第一項又は第二項に規定する基準を準用する。